

第 10 章 医療救護体制整備計画

1. 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件下で適切な医療を提供するため、町及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2. 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMATを派遣する。
<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所 ・一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む) ・災害拠点病院等 ・DMAT指定病院 ・DPAT指定病院 ・その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT指定病院 ・DPAT指定病院 ・災害拠点病院等 ・災害拠点精神科病院 ・救急告示病院

(1) 医療救護所

町は、医療救護所を設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、鶴岡市消防本部が行う。

(2) 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院等は、重症傷病者等の受け入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入やトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、DPAT活動を指導・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPAT指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDPATは、県の要請により県内外から派遣されたDPATとともに、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

3. 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

町は、県、医療施設及び医療関係団体等とともに、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

① 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 町民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

② 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③ 設置数

概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度が目安とされるため、1カ所とする。

(3) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、MCA無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

4. 医療救護活動体制の整備

(1) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

町は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

5. 医療資器材等確保体制の整備

町は、備蓄した医薬品・医療資器材(流通備蓄を含む。)及び提供された医薬品・医療資器材等が、傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、輸送体制の確立に努める。